

物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金（均等割非課税）のお知らせ

令和6年度住民税均等割非課税である世帯を対象に給付金を支給します。

支給額 1世帯あたり3万円（1回限り）
支給対象 令和6年12月13日時点で、八街市に住
民登録があり、世帯全員の令和6年度
住民税が非課税である世帯

※次に該当する世帯は対象外となります。

- ・令和6年度住民税均等割が課税されている方がいる世帯
- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている世帯（扶養を受けているかは、家族に確認してください）
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯
- ・3万円給付を他市町村ですでに受けている世帯

【非課税世帯に対する給付金（3万円）の支給手続き】

- 市から「お知らせ」が届いた世帯
 - ・支給対象世帯に該当し、前回の10万円給付金を八街市から口座振込により受給され、世帯状況に変更がない世帯には、3月下旬から「お知らせ」を送ります。
 - ・原則、手続きは不要ですが、振込口座を変更する場合などは、「お知らせ」をご覧ください。
- 「確認書」が届いた世帯
対象と思われる世帯には、3月下旬に「確認書」を送ります。必要事項を記入、添付書類が必要な場合は添付し、社会福祉課へ返送してください。
- 市からお手紙が届かなかった世帯
申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、社会福祉課に郵送または窓口へ提出してください。
※申請書は、市ホームページからダウンロード、または、社会福祉課で配付しています。

- 提出期限**
 - 「お知らせ」が届いた世帯のうち変更する場合など「お知らせ」に記載している期限までに、コールセンターへご連絡ください。
 - 「確認書」「申請書」を提出する世帯
6月30日(月)（必着）
- 【こども加算（2万円）の支給手続き】**
- 市から「お知らせ」が届いた世帯
 - ・3万円給付金受給済世帯と同一世帯に18歳以下のこどもがいる世帯の方には、5月上旬から順次「お知らせ」を送ります。
 - ・原則、手続きは不要ですが、振込口座を変更する場合などは、「お知らせ」をご覧ください。
- 市からお手紙が届かなかった世帯
申請が必要です。コールセンターへお問い合わせください。
- 提出期限**
 - 「お知らせ」が届いた世帯のうち変更する場合など「お知らせ」に記載している期限までに、コールセンターへご連絡ください。
 - 「申請書」を提出する世帯
7月31日(木)（必着）
- 支給日**
 - ・「お知らせ」に記載している支給決定日
 - ・「確認書」「申請書」は、書類を受理した日から約4週間後に指定した口座へ支給します。（書類に不備があった場合は、日数がかかります）
- 送付先** 〒289-1192 八街市八街35番地29 社会福祉課
- 給付金受付窓口（3月24日(月)から開始）**
八街市総合保健福祉センター3階
午前8時45分～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）
- コールセンター（3月17日(月)から開始）**
☎0120-773-138
午前8時45分～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

- ・引越しをしたとき
- ・家を新築したとき
- 水道の使用中止**
引越しをしたとき（水道料金の精算を忘れずに）
・長い間水道を使わないとき
※水道の使用開始・中止はインターネットから申込手続きができます。

水道の届け出は忘れずに

- ・新たに水道を使用するとき、水道の使用をやめるときなどは、ご連絡ください。
- 水道の使用開始**
引越しをしたとき
- ・家を新築したとき

- 所有者の名義変更**
・相続や売買などで所有者の名義が変わるとき
・届け出が必要になります。詳しくは、市ホームページで確認ください。
- 水道課**
☎443・0677
市HP
- 水道の使用開始などの連絡先**
ヴェオリア・ジェネッツ（株）
八街営業所
☎443・5595

児童手当を受給中の方へ大切なお知らせ

- 多子加算（第3子以降の加算）を受けている方で、①②に該当する場合は、手続きが必要です。
- 【申請が必要な方】**
令和7年4月1日時点で、監護相当および生計費の負担のある大学生年代まで（22歳年度末まで）のお子さんと18歳以下のお子さんを合わせて3人以上監護しており、次のいずれかに該当する方。
 - ①令和7年3月に第1子が高校を卒業し、4月1日以降大学などへ進学・就職する方
 - ②令和7年3月に第1子が短大や専門学校を卒業し、4月1日以降大学などへ進学・就職する方
 - ③令和7年3月に短大や専門学校などを卒業したお子さんと、令和7年3月に高校を卒業するお子さんがどちらか一方
- 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- 【申請書類】**
 - ①②に該当する方
・監護相当・生計費の負担についての確認書
 - ③に該当する方
（手当額が改定となる方）
・児童手当額改定請求書
- 【申請期限】** 4月16日(水)
※期限を過ぎると、多子加算を受けられない期間があります。
- 申請が必要と思われる方には、3月末までに申請の案内を送付します。案内が届いていない方で、該当する場合は子育て支援課へお問い合わせください。
- 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

国民年金保険料 学生納付特例制度

- 20歳以上の方は国民年金への加入と保険料の納入が義務となります。
- 保険料を納めないと、老後だけでなく、障がいや死亡といった不測の事態が起きた時に、年金を受けることができない場合があります。
- 保険料を納めることが経済的に難しい学生の方には、在学中の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。
- 電子申請や窓口もしくは郵送にて申請してください。
- 学生納付特例は、本人の所得による審査があります。
- 令和7年度も引き続き在学予定の方へ**
学生納付特例制度により、令和6年度の保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和7年度も在学予定の方には4月初旬に申請書を送付されます。
- 令和6年度と同じ学校に在学する方は、送付された申請書（はがき）に必要事項を記入し返送してください。また、在学先が変わる方は、送付された申請書（はがき）で手続きできませんので、電子申請や窓口もしくは郵送にて申請してください。
- 国民年金課**
☎212・8621
☎443・1139

記号の見方 時日時 場会場 内内容 対対象 定定員 費費用 申申し込み 締締め切り 持ち持ち物 問問合わせ

FAX 444・0815